

医療法人明医研
ケアメイト訪問看護ステーション

【居宅介護支援】

重要事項説明書

(令和 7年4月1日 改訂)

1 事業の目的

居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」）という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 介護支援専門員は利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。これにより利用者は、サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所の選択において、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、その居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由の説明を求めることが出来ます。
- (3) 事業の運営にあたって市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3 事業所の名称等

事業所名 ケアメイト訪問看護ステーション

所在地 埼玉県さいたま市南区別所6丁目18番地8号 2階

4 営業日・営業時間

平日：午前9時から午後5時 土曜日：午前9時から午後1時

＊日曜日・祝祭日、および下記の期間は休業となります。

【夏季休業】8/11が 日・月曜日の場合 : 8/10～8/15

火・水・木・金・土曜日の場合 : 8/11～8/16

【冬季休業】翌1/1が 月・火・水曜日の場合 : 12/29～翌1/3

木・金・土・日曜日の場合 : 12/30～翌1/4

5 苦情・相談窓口

・ケアメイト訪問看護ステーション : 電話 048-866-7351

担当責任者 : 管理者 宮崎 明音

(不在時は事務職員がお伺いし、担当者よりご連絡します)

・お住いの地域の市区町村などにもご相談することができます。

・さいたま市 各区高齢介護課

西区 048-620-2668 緑区 048-712-1178

大宮区	048-646-3068	桜区	048-856-6178
浦和区	048-829-6153	南区	048-844-7178
中央区	048-840-6068		
・埼玉県国民健康保険団体連合会			048-824-2568
・さいたま市保健福祉局 福祉部 介護保険課			048-829-1265

6 従業員の職種、員数および職務内容

(1) 管理者 介護支援専門員 1名（常勤。介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理および指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 介護支援専門員 1名以上

利用者44人に1人を標準として配置する。

介護支援専門員は居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

7 サービスを提供する地域

さいたま市（南区、桜区、浦和区）左記以外の地域の方もご相談下さい。

8 居宅介護支援の内容および提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 居宅サービス事業者との連携調整

(3) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

(4) 指定介護保険施設との連携調整

(5) その他の居宅介護支援業務

(6) 使用する課題分析票は全社協版とします

(7) 利用者の相談を受ける場所およびサービス担当学会議の開催場所は利用居宅を原則とし、必要に応じケアメイト訪問看護ステーション内相談室、その他の場所にて行います。

(8) 居宅訪問の頻度は、必要に応じて訪問することとし原則として月1回以上とします。

(9) 担当ケアマネジャーの変更のご相談に応じることが出来ます。

9 サービス利用にあたっての禁止事項

(1) 当法人や当事業所のサービス従事者に対する、本契約を継続し難いほどの背信行為・迷惑行為（暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷など）

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為

(3) 業務を提供、継続できない業務妨害行為

- (4) サービス利用中に撮影した写真、動画、および録音等を無断でSNS等に掲載すること
- (5) 利用者やその家族などが、当法人や当事業所のサービス従事者に対して、サービス利用にあたっての禁止事項等を行った場合、文書で通知することにより、直ちにサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

10 利用料等

- (1) 要介護の認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
※但し、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなつた場合、利用料を全額いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日さいたま市に提出しますと全額払い戻しを受けられます。
- (2) 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合は、次の額とします。
 - ① 事業所から、片道おおむね10km未満 150円（税別）
 - ② 事業所から、片道おおむね10km以上 250円（税別）

11 事故発生時の対応

事故の無いよう内心の注意をはらっていますが、万一事故が発生した場合は、速やかに適切な対応・対処を行います。また、事故原因を明確にすると共に、再発防止に努めます。

12 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記の事項を実施します。

- (1) 利用者が必要な制度（成年後見制度等）を利用できるよう支援を行います。
- (2) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止責任者を定めます。
担当責任者： 管理者 宮崎 明音

13 感染症対策について

事業所において感染症が発症し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 介護支援専門員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防および蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染の予防および蔓延防止のための指針を整備しています。

- (5) 従業員に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的を実施します。
- (6) 感染症流行状況に応じて訪問頻度や方法等の変更をすることが想定されますが、その際はご説明のご連絡をさせていただきます。

1 4 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 大災害発生時には通常の業務対応が困難になることが想定されます。その際は災害用伝言ダイヤル等で周知させていただきます。

1 5 ハラスメント防止について

事業所において、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者およびその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。

1 6 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者および、その家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。なおサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととします。

17 その他運営に関する重要事項

(1) 病院または診療所（以下「医療機関」という。）との連携にかかわる説明事項

- ①居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用者について、医療機関に入院する必要がある場合には介護支援専門員の氏名および連絡先を医療機関にお知らせください。
- ②居宅サービス事業所から利用者にかかわる情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者にかかわる口腔に関すること、薬剤状況その他の利用者の心身または生活状況にかかわる情報のうちの必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供する場合があります。
- ③利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望した場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとします。この場合において介護支援専門員は作成した当該サービス計画書を主治の医師等に交付します。

(2) サービス提供の記録

居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを契約終了5年間保管します。

18 当法人の概要

名 称	医療法人明医研
代表者	理事長 市川 聡子
所在地	埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6
事業所等	ハーモニークリニック (内科・呼吸器科・消化器科・小児科・総合診療科・在宅支援診療所) 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6／048-875-7888 デュエット内科クリニック (内科・呼吸器科・消化器科・総合診療科・在宅支援診療所) 埼玉県さいたま市南区別所6丁目18番地8／048-866-7350 れんけい訪問看護ステーション (訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援) 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6／048-875-7898 ケアメイト訪問看護ステーション (訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援) 埼玉県さいたま市南区別所6丁目18番8号2階／048-866-7351 アトリオ訪問看護ステーション (訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援) 埼玉県さいたま市中央区上峰4丁目8番18／048-762-3623 明サポートヘルパーステーション (定期巡回随時対応型訪問介護看護) 埼玉県さいたま市緑区松木3丁目16番6／048-875-7874

附 則

令和7年4月1日版

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、これに同意いたします。

年 月 日

利 用 者 住所
氏名

代 理 人 住所
氏名